

2005 年 2 月 23 日

横路委員 きょうは、年金の問題と、それから仕事と生活の両立といいますか調和というか、二つのテーマについて質問をいたしたいと思いますが、最初にまず、年金問題について御質問をいたしたいと思います。

この国会が始まった衆議院の本会議で、我が党の岡田代表が、年金問題、年金の一元化を含めてたくさんの問題を抱えているから与野党で協議をしようではないかと言って、幾つかの点について御質問をされ、それに対して小泉総理は、一元化を含めた見直しは必要である、こういう答弁をされたわけであります。

しかし、先日の衆議院の予算委員会の厚生労働大臣の答弁を聞いていますと、役所の意見を代弁されたのだとは思いますが、何かもう年金問題は終わっちゃったんだ、過去の問題なんだという感じで、私は強く受けとめて議論を聞いておったんですけども、厚生大臣、どうなんでしょうか。総理大臣が言うように、年金の一元化を含めた見直しは必要であるというふうにお考えなのか、いや、もう年金は過去の問題なんだ、見直しの五年に一度のときに必要な手直しをすればそれでいいんだというふうにお考えなのか、基本的な大臣のお考えをまずお尋ねしたいと思いません。

尾辻国務大臣 予算委員会でも申し上げましたけれども、まず、年金に対する国民の皆さんの信頼がなければ、これは年金の意味がない、そういうふうを考えております。そして、国民の皆さんから年金の信頼を取り戻すといいますか、信頼していただくために、やることがあれば、私はどんなにでも謙虚になるつもりですと申し上げております。そして、先日の予算委員会で答弁をさせていただきましたときも、私は、そうあるべきだと思い、そう思いながら答弁をさせていただいたつもりであります。

ただ、それがそういうふうにご理解いただけなかったというのは、これは私の不徳のいたすところだと思いますが、私の意が十分に表現できていなかったんだというふうに思います。

まずは、そういうふうと考えておりますということを申し上げたいと存じます。

横路委員 信頼を取り戻すためにということをおっしゃいましたが、昨年あの年金改正で国民の信頼を取り戻すことができたのでしょうか。今、いろいろな世論調査、政府に対する要望とか政治に対する要望というのを世論調査をやりますと、どの調査を見ても、年金などに対する要望というのは非常に強いですよ。これは、信頼があればこんなに要望として上がってくるわけじゃないですか。やはり、信頼を取り戻すというか信頼を得ることができなかったんでしょう、この間のあの年金改革は、違いますか。

尾辻国務大臣 今申し上げましたけれども、公的年金制度は世代と世代の支え合い、それで仕組みまわっておりますから、国民の理解や信頼を得ることが極めて重要であると考えております。

そして、では、昨年の改正で信頼が得られたのかと言われると、申し上げておりますように、

これも信頼が完全に得られたというふうには思いません。

ただ、その信頼が得られていないこと、これはなぜだというお話になりますと、私は、一つには、私どもがきっちり御説明できていないんだらうと。もう少し年金、公的年金ということについて御説明申し上げなきゃならぬことがあるのではないかと、そのことが十分に御説明できていないところに信頼を得ていない大きな理由があるのであらうというふうを考えております。

横路委員 私は、後で、そうではなくて、制度そのものに実は国民が不信感を持ち、不安を持っている大きな理由があるんだということがこれからの質問の主要テーマでございますが、その前に、総理大臣は本会議で、年金一元化を含めた見直しが必要ですよということをおっしゃっているわけですね。それは、年金の一元化ばかりじゃなくて、そのほかもやはりいろいろな問題があるから見直しをしましょう、それは必要なですよという御答弁だったわけですよ。この点は厚生大臣も認められるんですか、認められないんですか。

尾辻国務大臣 総理が、年金の一元化を含めた社会保障全体についての見直し、これに取り組んでいくというふうに答弁をしておられますけれども、これは、私も当然そういうふうにするべきである、こういうふうを考えております。

横路委員 つまり、年金の一元化を含めて、年金制度、正直言っているいろいろな問題があるわけですね、国民年金にも厚生年金にも。やはりそういう問題をしっかりとつかまえて議論をしていこう、こういう姿勢はおありになるわけですか。もう一度確認します。

つまり、年金の一元化を含めた見直しが必要だという総理答弁ですから、今の年金制度、この間改正はしたけれども、やはりいろいろな問題があって、それが私は国民の信頼がないことにつながっていると思いますが、それは横に置くとして、いずれにしても、問題があるから含めて議論をしていきたいと思いますということはよろしいんですね、この総理大臣の答弁は。

尾辻国務大臣 まず、大きく社会保障全体を見直すということが今極めて大事なことだというふうに思っておりますから、それはそのとおりでございます。

それから、年金の話でございますけれども、もちろん年金の中に、余り細かなことを申し上げてとも思いますけれども、今の附則の中に、パートタイマーの皆さんの厚生年金加入問題をどうするんだ、こうしたことも検討しなきゃいかぬということも書いてあるわけでありまして、そうしたことなど含めて、今後年金の議論が必要なことも当然のことだというふうに考えております。

横路委員 総理の答弁は、まず一つは、国民年金を含めた公的年金制度の一元化については早急に検討する必要があるという答弁なんですね。いろいろな解決しなければいけない課題があるから早急に検討するということなわけですよ。だから、まず一元化については早急に検討する。それから同時に、一元化を含めたほかの点の見直しも必要なものがあればやっていきたいと思います、こういう姿勢なんですよ。

この基本的な、これは総理大臣の答弁ですから、厚生労働大臣としては当然それに従ってやる

ということになると思うんですが、しかし、予算委員会の議論を聞いていますと、ややちょっと、役所の意見が非常に色濃く出てきて、そこら辺のところ、一五%の問題を含めて総理大臣答弁よりもちょっと後退しているんじゃないかなという印象を持ったものですから、今こういう御質問をしているわけございまして、衆議院の本会議における総理大臣の、いわゆる公的年金制度の一元化は早急に検討していきましょう、それからもう一つ、年金制度を含めた見直し、これは必要である、この点はもちろんよろしいですね。その上に立ってこれから議論していきたいと思うんですが、よろしゅうございますね。

尾辻国務大臣 政府の一番基本的な方針は総理の指示でございますから、総理の御指示どおりに私どもも政府一体となって進めてまいります。

横路委員 それで、この間の衆議院の予算委員会の中で、大臣もいろいろと議論した最後に、これは大島さんの二月十八日の衆議院予算委員会の一般質疑の中で、最終的には年金全部の一元化ですという御答弁を大臣もされているわけです。最終的には年金全部の一元化ということをお大臣も御答弁されたわけでございますが、では、一元化というのはなぜ必要なんだ、大臣はなぜ必要だと思いませんか。

最終的には一元化とおっしゃった。では、一元化とおっしゃったその大臣の一元化というのはなぜ必要なのか。こういうことがあるから一元化は必要なんだという大臣のお考えをお答えいただきたいと思えます。

尾辻国務大臣 年金の一元化につきましては、まず、どのように国民一人一人にとって真の信頼と安心につながる制度をつくれるか、それから、どのように制度の運用を国民にとって身近でわかりやすいものへ改善していくかということが大切だと考えておまして、そうしたものの最終的に行き着く先は年金の全部の一元化ということになる、私はそう考えておまして、そのことを申し上げたわけでございます。

横路委員 いや、もう少し具体的に、今、年金は国民年金、厚生年金、国家公務員、地方公務員、私学と分かれていますね。このばらばら感というのは、国民が信頼していない大きな要素なのです。例えば受ける給付の金額がそれぞれの年金で違うとか、やはりそういうのが不信感のもとになっているわけですね。ですから、一元化するという場合の、民主党はそういうことを議論した上で一元化をベースとした年金案を提出しているわけなんですけれども、大臣としては、今の現行制度、やはりこれは一元化しなきゃいけない、その理由は何ですか。どんなところにあるんですか。

尾辻国務大臣 諸外国などでは、きっちりそれぞれ別々の制度でやっておるような国もあります。しかし、私は、今もお話しになりましたように、例えば官民格差の問題、二階建て部分でそういう表現もされます、そうした格差がある。そういうことというのはやはり不信感につながるから、そういう表現をすればどうなのかなと思えますが、日本の文化といいますが、私たち日本人は余り差がつくことを好まない、みんなが同じようにやっていくというのがいい文化だと思っ

ておりますから、ヨーロッパの幾つかの国がやっているように、職種が違えば違うというような制度で割り切るわけにはいかない、やはり最終的に、みんなで差のない、不公平だと思わないような制度にすることがいいことだというふうに考えておるといふことでございます。

横路委員 なぜ一元化が必要かということ、国民年金の議論をした後でまた質疑をしたいというふうに思います。

そこで、国民年金の現状なんですが、先日の衆議院の予算委員会を聞いていてびっくりしたのは、国民年金保険料の未納者が平成十五年度で四百四十四万五千二百四十八人というように、十三年、十四年とふえていっていますね。しかも、会計検査院が作成した国民年金の資料のようですが、保険料の収納額が平成十五年で一兆九千六百二十六億五千五百万、これに対して未納の保険料額が二兆二千九百二十六億、こんなにたくさんあるんですね。しかも、時効によって不納欠損額というのが八千四百七十五億で、この三年間だけでもずっと八千億台が続いている。

どうしてこういう状況になったんですか。この原因は何なんですか。

西副大臣 平成十五年度末において過去二年間の保険料を全く納付していない人、これが四百四十万。同様の数字を十三年度末から比較すると、御指摘のように、百二十万人増加しているということになります。

この未納者の現状は大変厳しい状況であるというふうに認識しておりますが、特にこの期間に未納者が増加しているのは、一つは、大きな原因として、十四年度に実施した免除基準をはっきりさせたこと、これによって、十三年度と比べて納付率が大きく低下したということが反映したものであるというふうに考えております。

しかしながら、近年、低下傾向にあった国民年金の納付率は十五年度で下げどまり、十六年度については、十五年度と比較しても、これを下回ることはない水準でおかげさまで推移しております。また、今後も行動計画に基づく徹底した収納によって納付率の改善をしていこうということで、その計画を立てておりますことから、近年のようなペースで未納者がふえ続けていくということはないというふうに考えております。

いずれにいたしましても、未納者の解消は極めて重要な課題であるというふうに考えております。今後も、徹底した収納対策を講ずることによりまして、未納者の解消に全力を挙げて取り組んでまいり所存でございます。

横路委員 これは四百四十五万、未納者ですよ。あと、納めた人といっても、二年間で一カ月納めればこれは納付者になってしまうわけでございますから、実質的には、かなりこれ以上の人々が完全には納めていないという状況にあるわけです。

先ほどの収納額と未納の保険料額、この数字というのも、私は初めて見ましたけれども、平成十五年で二兆二千九百二十六億もある。こういう事態はどう受けとめておられるんですか。これは大臣、どう受けとめておられますか。衆議院の予算委員会で同僚の長妻議員から質問されていた点です。あのおとき、資料をごらんになったと思うんですけども。

西副大臣 先ほどもお答え申し上げましたように、大変深刻な事態であるというふうに認識を

しております。新しく、社会保険庁全体、新長官を迎えて、収納率の向上に向けて計画を立てて、今、回復に全力を尽くしているところでございます。

横路委員 そこで、私は、そういった徴収体制を強化するようなことで解決できる問題じゃない、制度的に問題があると思うんです。

まず国民年金ですね、国民年金の今の加入者というのを見ますと、自営業の人が二四%ですね。平成十三年の数字ですか、五百十一万、大体二四%。あと、雇用者や非就業者の方がむしろ主体になっているんですね。フルタイムの雇用者とかパートの雇用者、その他アルバイトというような人たちが、例えば、フルタイムの雇用者が二〇%を超え、パートは一二・六%、その他アルバイト七・七というように、雇用者、非就業者が主体になっていっている。それから、失業者も多い。この中に一三%ぐらいあります。それから、年齢の階層を見ますと、若年層が中心になっている。二十代が、この数字で見ると七百十九万ですか、非常に大きなウエートを占めております。

この国民年金の今の加入者のこういう状況というのは、これは皆さんの資料に基づいてお話ししたわけですが、これは確認できますね。このとおりですね。

西副大臣 おっしゃるとおりでございます。

横路委員 そこで、問題は、国民年金というのは自営業の人を中心にスタートしたわけですね。ですから、自営業の人は定年制はない、ずっと働くことができるから給付の金額もそんなに高くなくてもまあいいだろうということで、厚生年金、そのほかの共済年金に比べたら非常に低い金額ですよ、今、月六万六千円ですから。実際に受け取っている人の平均は五万二千円ぐらいという状況になっているんですね。これも、自営業のそういう状況から出た一つの結論。

もう一つは、自営業の人は所得把握ができない。これは実は、把握できないなんということではなくて、把握しようと思えば把握する方法はあるんですけども、まあ、把握できない、したがって定率ではなくて定額なんだと、定額制になったわけですよ。

ですから、自営業中心の国民年金でスタートしてきて、加入者の構図構図は変わったんだけど、自営業ということでスタートした、いわば給付金額あるいは定額制というものは今日まで続いているというように私は理解しているんですが、よろしゅうございますか。

西副大臣 確かに、委員おっしゃられますように、過去の歴史的経緯から見て、国民年金加入者の構成は大きく変わってきたということは事実でございます。特に、若年の方、それからニートと言われる皆さん方とか、そういう方が多くなってきて、その負担能力についても、過去とは若干違うのではないかとこのように考えられる部分はございます。

横路委員 保険料の未納者の未納理由というのがあります。これも社会保険庁の調査ですが、やはり、保険料が高く、経済的に支払うのが困難とした人が、平成十四年の調査で六四・五%、これは多分まだまだふえていっていると思います。意外と、年齢が三十代、四十代の人にそういう理由が多いんですね。三十代、四十代の人にそういう理由が多いわけです。私は、定額制というのはやはり逆進性だと思うんです。これは逆進性なんですね。失業して、月一万三千三百円払

え、夫婦二人で払えといったら二万六千六百円ですから、これは大変です。

そこで、きょうは資料を持ってきませんでしたが、前に大臣には、先日の衆議院予算委員会のときにもお出ししていますので、今、日本の労働というのはどうなっているかという、パート労働が、先日の何か新しい発表ですと、働いている人全体の二六%、平成十五年の調査で二三%ということでした。この人たちの月収はどうかという、十万円以下が五〇%を超えているんですね。十万から二十万という人が四〇%ぐらい、十万以下が五〇%を超えているわけですよ。

そうすると、例えば、このパート労働の人が、月十万円で一万三千三百円を負担する、あるいは、年収が百二十万以下だとして、年収での負担が大体十六万です、十五万九千六百円、十六万ですよ。大変大きい負担になるんですね。ですから、やはり払えないという人が出てくるわけですよ。

それから、フリーターの人たち、政府の調査ですと四百十七万ということですが、あれは十五歳から三十四歳までの、学生と主婦を除いて、定職にはついていない、働いている人も含めて、パートで働いている人は含められますが、四百十七万。もう今それが、三十代、四十代、どんどん年齢は広がっていっています。この人たちの調査を見ると、年収は大体百万前後ですよ、百万前後。この人たちが国民年金を払って、年間で十六万円も払うという、これはやはり負担が大変ですよ。所得の低い人ほど負担が大きいわけです、国民年金制度、この定額制というのは、

ですから、ここをやはり変えていかないと、制度的にここを何とか変えていかないと、先ほどの四百五十万、そして、取れない、未納の保険料が一年間で二兆二千九百億、こんな状態が続いていくわけですよ。徴収の体制整備をすとかしないとかということじゃなくて、もともと自営業者のためにスタートした定額制というものは、今、その加入者の構造が変わってしまって、負担に耐えられない低所得の人が、みんなこの国民年金にはまってきているわけですね。ですから、ここは今の年金制度のやはり制度的問題の一つだと私は思いますけれども、大臣、いかがですか。

西副大臣 我が国では、国民皆年金という考え方で、すべての国民の皆さんに対してこの年金制度を適用いたしております。

先ほど申し上げましたように、ただ、国民年金の第一号被保険者は、先ほど先生御指摘のように、大変多種多様な皆さん方がかけておられるという現状でございます。その結果として、この保険料の賦課の基礎となる所得につきましては、先ほども若干お触れになりましたけれども、私どもとしては、被保険者全員に共通して適正かつ公平に把握することが難しい、こういう問題を抱えておるといふふうに認識しております。

このために、年金制度におきましては、従来より、定額の保険料ということで、しかも、負担能力のない人につきましては、申請に基づいて保険料負担を免除するということも配慮してきているわけでございます。こうした仕組みの中で、できるだけ負担能力に応じて保険料負担を求めてまいりました。しかし、昨年改正で、さらに、多段階免除の導入、それから単身世帯を中心とした免除基準を見直しもさせていただきました。また、若年者の納付猶予制度を創設いたしまして、保険料を納付しやすい環境をできるだけつくらせていただいたところでございます。

いずれにいたしましても、国民年金の保険料のあり方につきましては、所得の把握、事業主負担のあり方、それから納税者番号制度など、諸条件をどうするかということ、さまざまな論点と一体で検討されるべきものだというふうに考えております。

横路委員 いや、問題は、徴収というか収納体制の強化だけではしたがって解決しないということを行っているわけです。しかも、この国民年金の問題は実は厚生年金の問題でもあるんですね。

例えば、基礎年金拠出金による基礎年金の費用負担の方式というのがありますね。拠出金の算定の対象者というのは、厚生年金の場合、二十歳から六十歳までの第二号被保険者に第三号被保険者をプラスするわけでしょう。共済年金も同じです。国民年金の場合は、第一号被保険者から保険料の未納者と免除者を除いた人数が対象になるわけですね。そして、必要額を対象者数で案分して算出しているわけですから、どうなるかといいますと、未納者や免除者がふえますと、厚生年金制度などの方で負担する拠出金の額がふえていくわけでしょう。

ですから、国民年金ばかりじゃなくて、これは厚生年金に行くわけですね。厚生年金の方はまた、負担が大きくなると、そこで働いている人たちを国民年金の方に追いやるわけですから、ここでまた未納がふえて、そういう悪循環に入っているんですね。だから、その悪循環の一番のものは何かというと、やはり、国民年金制度のところをちゃんとどう改革するか、改革をしっかりとやらなければいけないということなわけです。これはわかりますね、大臣。

西副大臣 公的年金制度の下支えとなります国民年金制度におきましては、負担能力に応じたきめ細かな対応が必要であることはもちろんでございます。今般の制度の改正におきましても、先ほど申し上げましたような種々の施策を講じまして、負担能力に応じた納めやすい環境を整備させていただいたところでございます。

これらの免除制度の活用、これは、納付率算定の際の分母となる納付対象月数が減少すると同時に、多段階免除で納めやすくなりまして、分子となる納付月数が増加するということから、結果的には納付率の上昇に寄与するというふうに考えております。

免除制度や納付猶予制度の活用によりまして、これまで未納であった人が納付しやすくなるということは、結果的には将来の年金を確保していただくということが重要であるというふうに考えておりまして、将来無年金となる人が増加しないためにも、今後とも免除制度を的確に活用していきたい、こう考えております。

横路委員 いや、それで問題が解決されるわけじゃないでしょう。つまり、国民年金の空洞化が進んでいくと、それによって厚生年金の方の負担がふえる、サラリーマンのところに負担が集中していくということなんです。そういう形になっていますでしょう、この基礎年金のやり方というのは。

私どもの方は、基礎年金のところは究極的には税で負担すべきだというように考えていますけれども、つまり、国民年金の問題はそれだけにとどまらないで厚生年金の問題になっているんですよということを、この基礎年金の拠出の方式、やり方というところで皆さんに御質問しているわけですし、それについては今お答えがなかったというふうに思いますが、いずれにしても、国民年金の空洞化が進めば厚生年金に負担が行くというのは、それによろしゅうございましょう。

尾辻国務大臣 基礎年金部分を一元化といいますか、そこで財政的に全部一元化しておるわけ

でありますから、国民年金部分がそういう今お話しのような部分が生じると、当然厚生年金からの基礎年金部分への負担が大きくなるというところにおいては、そのとおりでございます。

横路委員 厚生年金の空洞化ということもいろいろと言われているわけですし、この空洞化の実態もしっかり把握をまずしていただきたいということを御答弁いただきたいと思うんです。

例えば、雇用保険の加入が二百万で厚生年金の加入が百六十万企業だ、そこに四十万企業の差があるとか、適用事業所の解散、休業の全喪届が、最近の数字で七万件ちょっとですか、七万四千件ですか、この休業も偽装があるのではないかというような議論とか、あるいは、民間のアンケート調査では、雇用保険の適用要件に該当しているのに加入していないパートの人が七割にも達しているのではないかということとか、また、資格の取得者と喪失者の五年分をちょっと見てみますと、資格の喪失者の方が二百四十万人ぐらい多いわけですね。

こういった厚生年金の空洞化というのは、給与所得の関係とかいろいろな議論がありますが、とにかく実態がよくわからないわけですよ。それで、一つは事業所、この加入要件は事業所の方が中心になっていて、加入する本人についての加入要件というのは極めてあいまいなところがあって、それも問題なんですけど、いずれにしても、厚生年金の空洞化の実態がどうなっているかということだけは、厚生大臣、しっかりお調べをいただきたいというように思います。いかがですか。

西副大臣 厚生年金の適用事業所につきましては、この数は減少傾向にあることはおっしゃるとおりでございます。これは、現下の厳しい経済情勢を反映して、事業の休止、それから倒産等が増加しているということが結果として考えられると考えております。

社会保険からの違法な脱退への対応につきましては、平成十五年の十一月に、解散や休業を理由とするいわゆる全喪届、解散届ですが、を受け付ける際に、例えば解散の登記簿謄本の写しの添付を求めるなど、本当に全喪届の要件に合うのかということをきちっと確認していくことにいたしております。違法な脱退の防止をこのような形で防いでいきたいと考えております。

また、現在、昨年一月から九月までに届けられた全喪届、これは約四万件ございますが、これの総点検を実施しております。調査の結果、不適正な届け出があったということが判明した場合には厳正に対処するというので、徹底的な洗い直しをしているところでございます。

横路委員 ともかく、お答えいただきたいのは、全体として厚生年金の空洞化の実態というのを明らかにする、その努力をしていただきたいと思います。

今幾つかの事例を挙げましたけれども、それで全部がわかるわけではないわけですね。どうですか、大臣。

尾辻国務大臣 きょうは反論というようなことにできるだけならないようにと思いつつながら、先日の御批判もいただきましたから、お答えを申し上げたいと存じます。

今先生お話しになりました、例えば厚生年金の適用事業所と雇用保険の適用事業所については若干扱いが違いますから、数字が違うことはもう御案内の上でのお尋ねでございますから、そうしたことについては申し上げません。

ただ、そうしたことで若干の数字の違いがあったりもいたしますが、いずれにいたしましても、しっかりした数字を把握した上で年金というのは考えなきゃいけませんので、基本的に数字をきっちりつかまえながらやっていくということについては、そのとおりでございますと申し上げます。

横路委員 昨年の改正について、経済四団体が、抜本改革なき厚生年金保険料の引き上げに反対すると。これは二〇%に対して反対したわけですが、その中で、もし上がった場合にどうするかという調査の結果がありまして、一つは労働形態の転換を検討する、つまり、パートや人材派遣に雇用形態を変えますよというのが七八%。次に、人件費調整を検討する、賞与とか月給とかそういうものを調整しますよと。調整というのは減らすということでしょう。それから、コストを勘案して従業員数の調整を検討すると。数を検討するというのは人を減らすということですね。結局、こういうことをやっているわけです、今現実には。

例えば、国民年金に二号被保険者から毎年移ってきていますでしょう。二号で今まで入っていたのが今度一号に移るというのは、これは平成十五年で三百二十三万、平成十四年、三百四十万。やはり三百万以上の人移ってきているわけです。現に、経済界はこういうことをやっているわけですね。

パートの拡大というのは五年後の課題になっていますけれども、もしパートの適用拡大をした場合、企業はどう対応するかというのを見たら、例えば、働いている人たちのチーム編成を変えて、それでもともかく適用にならないようにするんだということを明確に何人もの経営者の人たちが言っているわけですね。厚生年金にはそういう、つまり、働いている人の雇用形態を年金が決めちゃっている。年金なんというのは雇用に対して中立でなければいけないのに、パートにするか正規社員にするかという雇用の形態を年金制度が決めるような今現実になっているわけですね。これは厚生年金の問題点の一つですよ。これはどう考えますか。

西副大臣 今後、急速な少子高齢化の進行が見込まれるわけでございますが、我が国の活力を維持していくためには、女性、高齢者を初め、働く意欲を持つ者が多様な形で働いていただく、そしてその能力を十分に発揮できる社会をつくっていただくということが重要な課題となっております。

その観点から、短時間労働者への厚生年金適用の拡大につきましては、まず被用者としての短時間労働者の年金の保障を充実させる、それから雇用する側とされる側にいずれも中立的な仕組みをつくっていくということなどから、大変意義のあることだというふうに考えております。

しかしながら、厚生年金の適用の拡大は、短期的には企業、短時間労働者自身の負担増になるということもありまして、社会経済の状況、それから短時間労働者の就業の実態、さらには企業や雇用への影響なども十分考慮して検討する必要があるというふうに考えております。

昨年の年金改正におきましても、五年後を目途に総合的な検討を行うということで検討規定が設けられたところでございます。私どもも、引き続き総合的な検討をしてまいりたいと考えております。

横路委員 結局、国民年金をどうするかというと、一つは、定額制といったような制度的な問

題、それからやはり若年層の雇用問題、あるいはパートの人々の均等待遇、こういった問題がトータルなんです。ですから、徴収の体制を強化する、あるいは免除や何かをふやしますよというようなことをやって基本的に問題が解決されるかという、問題はどんどん悪くなっていくばかりだというように思いますよ。共済年金だって、将来的な人の動向、人数などを見てみると、これもなかなか経営が大変です。やはり、年金を抜本的に改革しなければいけないというところに来ていると思うんですね。

それで、私どもの言う抜本改革というのは何かということですが、一つは、やはり世代間の受給額の格差で高まる年金への不公平感というのがあります。これは、年金によって全然違うわけですから。共済と厚生年金と国民年金と違いますよね。そういう不公平感というのは、やはり国民の中に非常に強くあります。それは不信感にもつながっていています。

それから、正社員とパート、勤労者と自営業者、民間と公務員なども同じですが、ばらばらの制度でそういった不公平感が強まっている。それから、将来本当に年金を受け取ることができるかどうかという若い世代の不満もあります。それから、保険料について、社会保険庁を含めた、不適正な使用への不透明感というのも非常に強くあります。あるいは、働く女性と専業主婦との間でも、相互に不公平感というのがあるわけです。

ですから、抜本的改革というのは、今国民が持っているさまざまな不公平感、あるいは不信感、不安感、不透明感というものを解消するということが必要なんです。

民主党の年金案というのは、もう御承知だと思いますが、所得に応じて保険料を払い、払った保険料に応じて年金の給付を受ける。そして、しかし、所得の少ない人はそれでは年金の給付額が少なくなりますから、やはり高齢者の人が最低生活できる最低保障だけはちゃんと税で負担をしていきたいと思います、最低保障年金との組み合わせなんです。

これによりますと、まず、一元化によって、職業がどう変わろうと、それによって年金制度を変更する必要がなくなります。先ほどのように、毎年三百万から四百万の人が二号から一号へ、あるいはまた、場合によっては一号から二号に移っている人もいるかもしれません。やはり、そういう問題がまず今の現行の年金制度の中にはあるわけですね。

それから、制度によって保険料の負担水準と給付の水準が異なるという不公平はなくなります、私どもの考え方でいけば。今はそれがあつたわけですね。それから、納めた保険料がきちんともらえるかということ、それは自分がどの程度納めたかということもわかりますし、納めた保険料に応じて給付を受けるわけですから、この不安もなくなるわけですね。働く女性と専業主婦との間の不公平感というのもなくなりますし、年金制度によって今左右されている雇用形態ということも、雇用に中立的な年金制度になるわけでありまして。

それからまた、ばらばらな組織運営、厚生労働省は国民年金、厚生年金ですね、財務省が国家公務員共済、総務省が地方公務員共済、文部科学省が私学共済、こういったばらばらな組織運営をしているのも、これを一本にすることによって効率化が進むわけでありまして、国民年金の負担の逆進性といった点も解消されるわけですし、厚生年金、国民年金の空洞化の問題も解決されるわけですよ、所得に応じて保険料を払えばいいということなんです。

ですから、小泉総理が本会議で年金制度の一元化を含めた見直しが必要だということをおっしゃっているのは、これは、我々の案と今の現行制度と比較したらわかるわけですね。だから、今、時間を少しいただいて国民年金の議論をしましたけれども、やはり国民年金、自営業者としてス

スタートしているそのままの形で来ている、中身は変わっちゃった、それに対応していないという、これはやはり制度的な問題だというように思うんですね。

ですから、そういう問題を出し合って大いに議論して、どういう制度設計が本当にいいのか、国民年金を含めた一元化というのは、既存の年金制度をやめて新しい制度でスタートするということから、その過渡的なことは、今年金を受けている人とか今まで保険料を払ってきた人とかいろいろおられますから、ここはいろいろな配慮が必要で、そこも十分含めた上で、しかし、なおかつ、本当に将来を考えた場合に、今の国民の持っている不信感というのを解消して行うというためには、やはり年金の一元化というのが大変大事だというように思っております。

我が党案について、先ほど何か御批判をされた方がおられましたけれども、中身をよく見ていただければ、そういう今のさまざまな不信というものを解消するという意味で、我が党案は大変すばらしい案だと思いますが、しかし、それも含めて議論をして、問題点があればお互いに出し合って議論をする、そして抜本的な改革を実現するということが必要だと思うんですね。

ぜひ厚生大臣も、そういうことで、年金はもう過去の問題よと言わないで、ひとつ議論に参加していただければというように思いますが、大臣、いかがでしょうか。

尾辻国務大臣 年金を今お話しいただいたような視点で議論することは、私も本当に必要だと思います。ぜひ私も議論に参加をさせていただきたい、こういうふうに思います。

横路委員 では次に、仕事と生活の調和問題。きょうもいろいろと議論されていましたが、ブレア政権が政権をとったときに、仕事と生活の調和ということでやった政策があるわけです。

イギリスも労働時間が長いんですね。まずとった政策が何かというと、週四十八時間にかなり限定をする。特別にもっと働きたいという人については例外は認めていますが、週四十八時間。そして年次有給休暇は一年間で四週間とる。そして、パート労働はフルタイム労働と同じような働き方をしている人に対しては差別はしないということですね。あと、柔軟な働き方をしたいという人、特に六歳以下の子供、十八歳以下の障害児を持っている親は企業に対して柔軟な働き方の請求権を認めるということで、今、請求して八割以上認められているようであります。

そして、それをきちんとやるためにどうしたかといいますと、企業には企業の業務計画がありますね、働いている人は働いている人の希望があるわけです。それをコンサルタント会社が行って、企業で働いている人の意見を聞いて、会社の方と調整をする。そのコンサルタントの会社に政府がお金を出すということをやったんですね。そうやって仕事と生活の両立、一日の労働時間、一週間、一年間ということを決めていったわけです。それにあわせて、保育所の整備、育児休業、児童手当というものをワンセットにして行って、これは政策が実現してから三年間で出生率が上がったんですね。そして、労働生産性が上がって、企業の業務成績も上がったという報告がございます。私はこれは一つのやはり考え方だと思うんですね。

特に、日本の状況の中で一番大事なのはそこだと思うんです。先ほど来議論がありましたように、エンゼルプラン、新エンゼルプランと少子化対策をやってきたけれども、目標は達成したけれども成果はさっぱり上がっていない。やはりそこはもうちょっと見直さなきゃいけないという

のは、何が問題かという、働いている女性の、しかも子育てというところに限定したんですね。そうじゃなくて、やはり社会の中で、仕事をしている人もしていない人もいるわけですが、男性も女性もいるわけで、みんなの働き方、仕事と生活の仕方というものをしっかりしなければ、あるここだけに対応してやってもだめだということを示して、そのために初めて次世代育成のための企業の行動計画というのがつくられるようになったのは非常にいいことだと思うんですが。

そこで、質問になるわけですが、まず、イギリスのこういうプレア政権の政策、これは私は非常に参考にすべきだということに思いますけれども、いかがですか。

尾辻国務大臣 私も改めて近年のイギリスの少子化対策の関連施策の展開というのを見ました。一言で申し上げますと、今先生お話しのように、私どもが参考にさせてもらうことが大いにあるというふうに考えております。

横路委員 前に厚生労働白書で発表されていたんですけども、日本の場合、非常に長時間労働ですね。週六十時間以上労働、つまり週休二日のもとでは一日十二時間以上労働というのは、三十代で二四%ぐらいあるんです。一番長時間労働の長いのが南関東地域なんですね。東京の周辺ですね、神奈川とか千葉とか埼玉とか。そこは通勤にかかっている時間が、男性の場合ですけれども片道で九十分、だから往復三時間がかかっているんですね。一日十二時間以上労働して三時間通勤にかかっていますから、帰る時間がどうなのかというのが出ているのを見てみると、午前零時から午前二時の間に帰っているサラリーマンが二〇%もいるというんですね。ここの出生率は全国で最低なんです。多分労働効率だってそんなに上がっているとは思えません、そういう労働をして通勤に時間をとられていたのでは。

そこで、やはり問題なのは労働時間ですよ。サービス残業を含めた長時間労働、それから有給休暇もとれないというところが一つは大きな問題であります。

そこで、今度、次世代の育成策に基づいて一般事業主が行動計画をつくるんですね。これは事業規模によって義務規定と努力規定になっていますけれども。それで、これを見ますと、これに対して何のガイドラインもないわけですよ、何のガイドラインも。ただどうするかというのを報告するだけになっていますね。だから、現状がこうで、これをこう変えるんですという話じゃないわけですよ。こうしますというだけで、現状を肯定したものなのか、現状より前に進んだのか、後ろに向かっていったのかもわからない。非常にあいまいで形だけのもので、これでは意味がないですよ。やはりちゃんとガイドラインを示さないと。特に残業と有給休暇、年休などについてはやはりしっかりとしたガイドラインをつくらなければいけない。これは全くないんですね。大臣、どうしてこんなことになっているんですか。

衛藤副大臣 先ほどお話ございましたように、エンゼルプランにおきましては、どちらかという保育中心で進めました。それから、新エンゼルプランにおいて、働き方の問題ということに徐々に入りまして、育児休業制度だとかそういうことの充実について、それからまた児童手当等の充実についてということで入ったところでございます、今回はそういう中で、委員御指摘のとおり、子ども・子育て応援プランという中で、まさに子育てと働き方の問題に入ったところでございます。

今お話ございましたように、長時間労働の問題等につきましては、なかなかまだ義務規定までなっておりません。これはやはり、企業との関係がございますので、組合とも企業の中においてよく話し合いをしていただきたい、そしてこういう形が望ましいという形をお願いをしているところでございます。

そういう形で、我々としては、これに罰則を設けるとかなんとかという形はなかなか、恐らく企業においてもとり得ないのだろうと思っておりますので、日本の労働慣行に従った中で、やはり企業内においてよく話を進めて、そういう方向をとってもらいたいという要望をしながら、そこにインセンティブを与えていきたいというふうに思っているところであります。

横路委員 時間短縮の促進法、千八百時間、これはまた法案のときに議論しますが、厚生労働大臣、この千八百時間の内容というのはどういう内容か御存じですか。一年間で千八百時間働くのは、どんな働き方をすると千八百時間なのか。

尾辻国務大臣 まず、一年が三百六十五日でございます。それから、土日が百二日としてそれを引きます。祝祭日を引いて、年次有給休暇を二十日と見て、これを全部引くと二百二十六という数字になりますから、その二百二十六日に法定の労働時間八を掛ける、これが千八百八になる、こういうふうに理解をいたしております。

横路委員 時間短縮のあの法律で、週休二日制度というのが割と定着したんですね。しかし、やはりそこら辺が一つの目標なんですね、休みは休みをとる、法定の労働時間の中で働くということですね。ところが、今度は千八百時間の方も何かあいまいになって外してしまって、あげくの果てにこの次世代の方ではさっぱり具体的な数字がない、こういう状況です。

数字が一つ入っているのは、こっち、少子化対策の子ども・子育て応援プランの方は、「長時間にわたる時間外労働の是正」、長時間にわたる労働というのは週六十時間以上ですよ、だから一日十二時間以上働いている人、その働いている者一割以上を減少と書いてあるんですね。ささやかなんですね、一割以上減少。どうしてこれは一割なんですか。

それから、「年次有給休暇の取得促進」、こんなの全部とるのが当たり前ですよ。だからヨーロッパでは取得率なんという考えがないんで、みんな一〇〇%とっています。今四七%を少なくとも五五%以上。五五%というのはこれはどういう根拠で五五なんですか。こういうのは、どうして一〇〇%とるというぐあいに目標をできないんですか。長時間、一日十二時間以上労働を一割以上減少、これで何か子育て支援になるんですか。働き方は何にも変わらぬじゃないですか。どこか変わりますか、それで。

衛藤副大臣 御承知のとおり、最近の傾向につきましては、長時間労働、週六十時間以上労働が、平成十五年には一二・二%というぐあいになっております。過去におきまして、平成十年には一〇・四%というのに比べますと、相当高くなっているのが最近の傾向でございますので、まずこれに歯どめをかけて、逆転攻勢をかけたいというのが正直なところでございます。そういう意味で、とにかく一刻も早く逆転をさせる、そして、過去の、平成十年度ぐらいまでにはとにかく早く戻したいというのが長時間労働に対する考え方でございます。もちろん、委員御指摘のと

おり、これがゼロになり、年次休暇も五五よりももっとというぐあいになればいいのでありますけれども、まずはこのところは逆転をしたい。

そしてまた、年次有給休暇も、平成四、五年には五六・一%の取得率でございましたけれども、平成十五年には、これがずっとこのころから下がっておりまして、四七・四%ということでありますから、何とかこのころに戻したい。まずは逆転をさせたい、歯車を、ずっとふえているという流れを一刻も早く変えて戻したいというのが正直な気持ちでございます。

横路委員 パート労働もそうですよね。指針が出ているわけですが、ここを見ると「パートタイム労働者と通常の労働者との均衡処遇に向けた環境の整備を進める企業の割合が増加する」と。これも、「割合が増加する」というのは、一体どんなことを想定されているのか、これだけじゃよくわかりません。

しかも、これと先ほどの次世代育成の方の事業主の行動計画というのは、これは関連性あるんですか、ないんですか。関連性を持たすんですか、持たさないんですか。

衛藤副大臣 働き方として、今は女性もうんと働くという時代になってまいりました。そういう中で、私どもとしては、パート労働も多様な働き方の選択としてある、ただ、それが均衡処遇をされなければいけないという形で取り組んでいるところでございます。そのような均衡処遇とすることをできるだけとろう、それをいわゆる事業主の方にも、企業にもちゃんとお願いをしながらこれを図っていきたいというぐあいに思っているところでございます。

そういう中で、各企業に、この行動計画の中に国としてはどういうことをやるかということの事例を示しまして、子育てを行う労働者等の職業生活、家庭生活の両立支援のためにどういうことをするかというようなことについて事例を挙げて、ぜひこれについて御理解をいただき、そして、そういう中で、そういうことをちゃんとやってくれた企業に対しましては認定マーク等も出して、こういうぐあいにうまくやってくれる企業があります、大変すばらしい企業ですと、お互いがそこを認めて、ぜひ皆さん方そういう方向に行ってくださいませんでしょうかという形で一つの方向性を出そうとしているのが正直なところでございます。

それに対して、まだ、いきなり罰則というような形を持ち込むのかどうかということについては疑問があるというぐあいに思っているところでございます。

横路委員 大臣の方をお願いしたいんですが、この行動計画ですね、現状どうなっているかという報告をする規定はどこにもないんですよ。こうしますということだけなんです。結構細かくいろいろ書いてありまして、ただしかし、何を目標にしてどうするかというガイドラインは別がないわけですね。だから、ガイドラインは、私は、先ほどの千八百時間というところを一つのベースにしたガイドラインをちゃんとつくるべきではないかというのが一つであります。

それから、これと、子ども・子育ての応援プラン、こっちの方と連携ないんですよ。担当しているところも違いますね。ばらばらにやっているんです。ですから、そこはやはりひとつしっかり調整をしていかなきゃいけない。先ほど、イギリスのブレア政権の政策、やはりトータルにやってあれぐらいのことをやらなければ、日本の今の問題解決、この少子社会というのは改善できないというように思います。

何かますます、ホワイトカラーの人に労働基準法の適用を外そうという議論が経済界から出ていますけれども、何かそれに向かって進んでいるような気がしてなりません、今度の時短法の問題にしても、今回のこの企業の行動計画にしても。これは本当に企業の行動計画が前に向かって進むものだということが明らかになるようなことを考えていただきたい。これは、このままでいったら、それぞればらばらに走って、やってみた結果そんなに成果はなかったということに終わると私は思いますよ。

大臣、最後にちょっと決意を述べていただいて、私の質問を終わります。

尾辻国務大臣 余り細かいことを申し上げてもとは思いますが、千八百時間のこともまず基本でお触れいただいておりますから、申し上げたいと思います。

私あてに、労働政策審議会から意見をいただいております。その中では、労使双方のお考えとして、「近年の状況の下では従来どおりの目標値として」この千八百時間ということでございますけれども、「用いることは時宜に合わなくなっている。しかしながら、」とあってまた両論併記になっておりますから、その辺のところをどういうふうに私どもなりに受け取らせていただいて今後この問題に対応するかということは、十分考えさせていただきたいと思います。

それから、労働時間と少子化との関係、これは先生御指摘のようないわば相関関係みたいなものがあることは、私どももそうではないかなというふうに感じております。そうした中のイギリスの例に倣うようなことを我々も考えながら、今後の施策を考えさせていただきたいと存じます。

横路委員 終わります。